

# 施設使用料

平成23年4月1日改定

区 分			使用料(円)		
			8:30~ 12:30	12:30~ 17:00	17:00~ 22:00
文化ホール	大ホール	平日	19,100	25,400	28,200
		土曜日	22,600	25,400	28,200
		日曜日 祝日			
	小ホール	平日	6,900	9,900	11,000
		土曜日	8,800	9,900	11,000
		日曜日 祝日			
	リハーサル室		1,300	1,800	2,300
	楽屋等	第1楽屋	300	400	400
		第2楽屋	300	400	400
		第3楽屋	1,300	1,400	1,600
		第4楽屋	700	700	800
		第5楽屋	900	1,000	1,100
		第6楽屋	900	1,000	1,100
		第7楽屋	500	600	600
楽屋事務室		300	300	300	
特別控室		500	500	600	
	シャワー室(1室につき)	300	400	400	
ふれあい会館	101会議室	700	800	1,000	
	102会議室	700	800	1,000	
	103会議室	700	800	1,100	
	104会議室	1,200	1,700	2,000	
	105会議室	1,000	1,300	1,500	
	303会議室	1,600	1,800	2,000	
	304会議室	1,200	1,700	1,900	
	大会議室	5,100	6,600	7,300	
	301講習室	2,000	2,600	2,900	
	302講習室	1,000	1,300	1,400	
	松の間	800	900	1,000	
	桜の間	800	900	1,000	
	展示室	3,500	4,600	5,900	

## 備考

- 1 利用者が市内等居住者（市内又は北設楽郡に在住、在学若しくは在勤する者又は所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものである場合の使用料は、この表に掲げる使用料の1.5倍の額とする。
- 2 利用者が市内等居住者であって、かつ、営利を目的とする場合又は入場料その他これに類するもの（入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合に限る。）を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
- 3 利用者が市内等居住者以外のものであって、かつ、営利を目的とする場合又は入場料その他これに類するもの（入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合に限る。）を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の3倍の額とする。
- 4 大ホール又は小ホールを利用する場合において、舞台のみを利用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料（前3号に該当する場合は、当該規定により算出した使用料）の10分の3の額とする。
- 5 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。
- 6 この表において「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。

＜問合せ先＞新城市教育委員会文化課 電話23-7655